

五洋の里 通所リハビリテーション運営規程

第1条 医療法人社団藤友五幸会が開設する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態にある者(以下「要介護者等」という)に対し、適正な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 五洋の里が実施する通所リハビリテーションの従事者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
 - 3 通所リハビリテーションの実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第4条 通所リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 医療法人社団藤友五幸会 介護老人保健施設五洋の里
- (2) 所在地 静岡県磐田市掛塚3190-1

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 通所リハビリテーションに従事する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 医師 1人以上 診察・リハビリテーションの指示
- (2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 1人以上 リハビリテーションの実施、指導
- (3) 看護師、准看護師若しくは介護職員 5人以上 介護・リハビリテーションの補助(月～金)

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- ① 営業日 月曜日～金曜日
- ② 営業時間 午前8時30分～午後5時30分(うちサービス提供時間10:00～16:10 6時間10分)

(通所リハビリテーションの利用定員)

第7条 指定通所リハビリテーションの利用定員(月～金)は、1単位45人

(通所リハビリテーションの内容)

第8条 実施するリハビリテーションは次の通りとする。

- ① 6時間以上7時間に満たない運営規模の指定通所リハビリテーション
- ② 居宅と指定通所リハビリテーション間の送迎
- ③ 通所リハビリテーションにおける入浴介助
- ④ 食事サービス

2 通所リハビリテーションは、要支援者・要介護者に対する心身の機能の回復のため、通所リハビリテーション計画に基づき、下記(1)を目的とし、(2)の訓練等を行う。

(1) 目的

- ① ADL の低下防止
- ② QOL の維持・向上
- ③ ねたきりの防止
- ④ 社会性の維持・向上
- ⑤ 精神状態の改善
- ⑥ その他

(2) 訓練等

- ① 治療用ゲーム、手工芸用具を使った趣味的訓練
- ② 日常生活動作に関する訓練
- ③ 自助具適用・使用訓練
- ④ 運動療法
- ⑤ 物理療法
- ⑥ 歩行訓練、基本的動作訓練

(通常の事業の実施範囲)

第9条 磐田市、浜松市中央区とする。

(利用料その他の費用の額)

第10条 通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担割合に応じた額とする。

- 2 利用料金表は、別紙に定める。
- 3 利用者の希望によって別紙の支払を受ける場合は、利用者又は家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に記名捺印を受ける。
- 4 その他、上記以外に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者は、管理者及び職員の指導、指示に従い団体生活の秩序を守り、相互の融和に努めること。

- ② 利用者の体調は、規定のリハビリテーションを受けられる健康状態であること。
- ③ サービス計画の変更もしくは、延長しようとするときは、事前に申出をし、許可を得ること。
- ④ 利用者が施設の設備、備品を使用する場合は事前に許可を得ること。
- ⑤ 喫煙については、所定の場所を利用すること。
- ⑥ 利用者の金銭は、原則として預からない。
- ⑦ 利用者の施設内での営利行為、宗教活動及び勧誘、特定の政治活動は行わない。

(非常災害対策)

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対応する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は防火管理有資格者を当て、火元責任者には部署の責任者を当てる。
- (2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。

- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を結成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。その訓練にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練等への参加をする等、地域との連携を重視する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練・・・年2回以上
 - ③ 非常災害設備の使用方法の徹底・・・随時
- (7) その他必要な災害防止およびBCP対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(身体の拘束等)

- 第13条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。
- 2 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止)

- 第14条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ② 虐待防止のための指針の整備
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 当施設は、介護保険施設サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第15条 当施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。
- ① 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - ③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修の実施
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(感染対策等)

- 第16条 当施設は、感染症及び食中毒が発生し、またはまん延しないため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等、必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第17条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第18条 当施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 継続研修 年2回

2 当施設はすべての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する法令で定める等の資格を有する者その他これに類するものを除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

5 利用者及び家族等からの苦情及び要望には、担当の支援相談員がこれに当り、速やかに対処する。また、相談室入り口横に設置してある「ご意見箱」に直接管理者宛に申し出ることできる。苦情が申し立てられたときは、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

6 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

7 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団藤友五幸会介護老人保健施設五洋の里が定めるものとする。

(附則) この規程は平成18年 7月 1日から施行する。

この規定は平成30年 4月 1日から施行する。

この規定は平成30年 6月 1日から施行する。

この規定は平成31年 3月 1日から施行する。

この規定は令和 元年 9月18日から施行する。

この規定は令和 2年10月 1日から施行する。

この規程は令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は令和 3年 6月 1日から施行する。

この規程は令和 4年 7月 1日から施行する。

この規程は令和 6年 5月 1日から施行する。

この規程は令和 6年 6月 1日から施行する。

この規程は令和 6年10月 1日から施行する。

この規程は令和 7年 9月 1日から施行する。